

## 基本目標 1 健やかに生み育てるまちづくり

### 基本施策 1 安全な妊娠・出産、健やかな成長と発達への支援

次世代育成を支援するに当たっての基本は、子どもや母親の健康、安心、安全の確保が極めて重要な課題の一つです。保健・医療・福祉及び教育分野との連携と共に、一人ひとりの多様なニーズに適切に対応できるよう、母子保健の充実に努めていかなければなりません。

妊娠から出産にかけては、子育ての知識を得るなど親になるための準備期間となりますが、この時期は妊婦特有の不安を抱える時期でもあります。また、子どもを出産した後も育児不安を抱く時期でもあります。これら不安の軽減を図り、子育ての知識や技術習得の支援が課題となっていることから、これまでも妊婦や新生児のいる家庭に対してプレママ交流会や家庭訪問による育児支援や相談支援を行っています。その中において、核家族化など妊婦を取り巻く環境の変化によって、身近に子育て経験者がいないことなどから、妊婦自身の育児力の低下が感じられています。このような出産不安、育児不安の解消や日常における孤立防止などの目的を持って、母子保健に関わる各種事業や関係機関と連携したきめ細かなサポート体制の整備を進めて行くことが重要となっています。

また、親自身が子どもの発達過程を理解し、自らの育児方法を確認しながら、育児力を高められるように、乳児健診・1歳6ヶ月健診・3歳児健診など乳幼児健康診査時の相談支援の継続に加えて、心理相談、5歳児健診・5歳児相談の実施の検討など、より一層の「親子の心の健康」を重視した相談体制の充実が重要となっています。

町内の病院に産科医、小児専門医が不在のため、出産や乳幼児の病気への対応は美幌町や北見市の医療機関に頼ることが常態化しています。残念ながら今日の医療を取り巻く状況下においては、町内の病院が産科医等を配置することは極めて困難な状況ですが、健診費用の助成回数を拡大して受診しやすい環境になったことにより、費用を気にせずに必要な回数を受診できるようになっています。今後も日ごろからの各種相談業務の充実と適切な支援を行い、保護者が抱く不安感の払拭に務めることが重要です。

- 安心して妊娠・出産できるため、プレママ交流会の開催など知識の普及に努めます
- 妊産婦やその家族が安心した状態で生活ができるよう、保健相談や栄養相談体制の充実に努めます
- 不妊治療についての相談受付や、医療機関等の情報の充実に努めます
- 予防接種の早期実施の徹底、乳幼児健康診査による疾病の早期発見や診査事後指導に努めます
- SIDS（乳幼児突然死症候群）予防、妊娠中の飲酒や喫煙による子どもへの害、乳幼児の事故防止等、事故を未然に防ぐ取り組みを進めていきます
- 乳幼児・学童のむし歯予防に努めます
- 町内に産科医・小児科医がいないため、産科及び小児科の広域的な連携に努めます

## 基本施策2 子育て家庭への支援

少子化や核家族化あるいは情報化など我が国の社会の急速な変化を受けて、人々の価値観や生活様式が多様化しています。今日のような構造的な不況が続く中、共働きをしなければ生活ができない、子育てができないという社会環境や津別町の産業形態から、子育てに関するニーズは多様化しています。すべての子育て家庭への支援を行うという基本的な観点から、安心して子どもを預け、仕事と家庭、子育ての両立ができるよう様々な子育て支援サービスや保育サービスの充実が計られることが重要です。

津別町においては今後の児童数の推移は減少傾向にありますが、子育ての相談の拠点施設として子育て支援センターを設置し、総合的、専門的な子育て支援の体制づくりが求められています。また、既存へき地保育所の建物の老朽化や児童数の減少から統廃合や認定こども園への移行、施設の新規設置が急務であり、保育サービスの充実と質の向上が求められています。

子育て家庭への経済的な支援の多くは、国が主体となって取り組まれています。児童手当から子ども手当へ制度移行や、父子家庭への手当支給など、新たな施策の実施も進められているところです。今日のような経済情勢が厳しい状況下では、特に母子家庭の母親については「就業経験が少ない」「結婚・出産により就業を中断していた」などにより、就業自体が困難な状態にあることが多く、就業してもパートなどの不安定な雇用条件にあることが多くなっています。やむを得ぬ事情でひとり親世帯となる家庭は津別町においても増加傾向にあり、児童扶養手当を受給する世帯がその大半を占めるなど経済基盤が確立されていない実態があります。ひとり親世帯への経済的負担の軽減や能力開発、在宅就業などの就業支援には、国や地方自治体、企業の理解と支援が重要となります。

子育て家庭の経済的負担が軽減され安心して子育てができる環境づくりを、津別町としても積極的に国などへ制度の改善などを要望し、子育て費用を幅広く社会全体で負担しあう社会保障制度を求めてきます。また現在実施している各種制度を含めた津別町独自の施策も充実と、新たに、インフルエンザ予防接種助成や乳幼児医療費等助成の拡大など経済支援を行います。

年齢の異なる子どもたち同士が遊び、そして遊びを通じて仲間づくりや人間形成ができるような健全な育成の場が益々必要になってきています。前期計画期間中には、児童館の開館時間の延長や放課後児童クラブ、放課後こども教室事業の開始など、子どもたちが安心して放課後の時間を過ごす場所の提供や整備により親も安心して働くことができる環境づくりを進めてきました。今後も少年団活動、部活動、習い事、学習塾など子どもたちの放課後の行動もそれぞれとなっていますが、健全な時間の使い方ができる環境づくりを取り組むことが重要となっています。

- 子育て家庭が必要な情報を提供できる体制づくりを進めます
- 総合的・専門的な子育て支援を行う「子育て支援センター」の設置を進めます
- 保育ニーズの多様化に対応できるよう、へき地保育所の統廃合や認定こども園の開園に向け積極的な協議を進めます
- 保育サービスの充実を努め、仕事と子育ての両立を支援していきます
- 児童を養育している人に子ども手当を支給します

- 就学困難な家庭への就学費用の一部を援助します
- ひとり親家庭等への各種手当・医療費の助成を行います
- 国や道に対して経済的負担が軽減される制度を求めていきます

### 基本施策3 支援を必要とする子どもや家庭への支援

児童虐待は未然に防ぐことが重要であり、各種健診事業等を通じて成長や体の状態の観察、保育所や幼稚園、学校などで子どもの状態変化を見逃さず対応ができる体制の充実を進めています。平成17年には要保護児童対策地域協議会を設立して、要保護児童と思われる児童に関しては、個別ケース会議を開催するなど関係者との連携の中で対応しています。今後も主任児童委員・児童委員の協力を得ながら早期に効果的な対応や、家庭教育、親学習を目的とした事業などを通じて、児童虐待を未然に防ぐ取り組みが重要となります。

障害や発達に遅れのある子どもの自立や社会参加に向け、乳幼児期から社会人への移行期まで、一人ひとりの多様な状態やニーズに応じた適切な教育的支援を行うことが必要です。近年、発達や発育に気がかりな面がある子どもの割合が急増しており、その発見や対応を早期に実施することが最重要となってきたことから、各種健診から乳児期の疾病や異常の早期発見に努めるとともに、平成21年度から取り組んでいる発達支援教室事業を通じ、早期療育の観点からは医師の判断に基づき、身体や知的面での発達状況に応じた対応、言語の遅れなどで心配のある子どもやその保護者への対応、更には特別支援教室等個々のニーズに対応した取り組みを進めています。また、保育に欠ける障害児の受入れをへき地保育所においても推進していますが、受入れ体制としては不十分な点もあることから、専門的知識の習得など質の向上を図り、関係機関との連携を図りながら取り進めることが必要となっています。

一方、学校教育においても、障害の種類と程度に応じた教育の場を整備し、発達段階に応じた教育の充実に努めてきています。

このような中で、昨今は、障害の有無にかかわらず、幼児期から子ども同士が交流し、双方の意識上の障壁を解消することが大切であるとの考えが急速に広まりつつあります。障害のある子どもにとって、今後の学校教育において課題となっているのは、社会参加・自立の基盤となる「生きる力」を育成することを目指し、一人ひとりのニーズに応じた特別な教育的支援の充実を図ることです。乳幼児期から学校卒業後まで、障害のある子どもの自立や社会参加に向けて、一貫した相談支援体制を充実させるため、保健・医療・療育・福祉・教育関係機関などにおいて連携強化を図りながら、各種交通費扶助・医療費の助成・補装具の給付・手当扶助等の経済的支援をはじめ相談支援に努めていきます。

- 児童虐待を未然に防ぐために、相談体制の充実を図ります
- 乳幼児健診や個別訪問、児童委員や住民の協力など、あらゆる機会を通じて育児困難家庭や虐待等の早期発見に努めます
- 保護者による子どもへの虐待が防止されるよう親同士のふれあいや情報交換の機会の充実に努めます

- 児童虐待に対する取り組みを進めるために、各関係機関、団体等との連携を図ります
- ひとり親家庭等の子育てや生活支援を充実していきます
- 乳幼児健診等を通じて疾病や障害の早期発見に努めます
- 検査等が必要な場合は、適切な医療機関等についての情報提供を行います
- 心身の発達に心配のある子どもや親に対し、発達支援教室事業をより充実させるとともに、医師・保健師など関係機関の連携により適切な助言・指導に努めます
- 心身の発達に心配のある子どもへの支援や療育・教育の充実を図ります
- 発育や発達に気がかりな面がある子どもについて継続したサポートを行い、面談、訪問、発達支援教室を通じて発育・発達の適切な対応等の指導を行います
- 学校教育における特別支援の充実に努めます

## 基本目標2 子どもがいきいきと育つまちづくり

### 基本施策1 仕事と子育ての両立を支援する環境の整備

ひと昔前は、年ごろになれば結婚し、子どもが生まれ、3人、4人と家族が増え、兄弟姉妹や甥、姪、近所の子もたちの遊ぶ姿に常に接し、お産も子育ても見よう見まねでとりかかれば周囲からの助言や支援があるという生活でした。しかし、現代の少子化、核家族化という時代の背景には「就労」と「結婚・出産・子育て」の二者択一構造があるといわれます。仕事と生活の調和の実現にはその構造を解消し、多様な働き方の実現や働き方の見直しが必要と言われるほど社会自体が変化をしています。その仕事と生活の調和の実現や多様な働き方の実現には、育児・介護休業制度の普及推進や、家事・地域活動、就労などへの男女共同参画の促進に向け、労働者、事業主、地域住民の幅広い理解を得るための広報・啓発の取り組みが重要となります。

女性が就労し、家庭での子育て時間が減少するなど子育て環境も大きな変化が現れてきており、そのため様々な子育て支援のためのサービスが必要となってきています。それらのサービスを一元的に提供できる基盤づくりが重要となっており、津別町のような小さな町であっても、ライフステージや働き方に応じて育児休業から保育サービス、放課後対策へと切れ目のないサービスの提供が必要となります。保育所や幼稚園の充実や放課後の安全な居場所づくりから、安心して働ける環境づくりが重要となります。

- 家庭や地域活動への男女共同参画の促進のための広報・情報提供を行います
- 仕事と子育ての両立を支援するため、保育サービスの充実や放課後児童対策の充実に努めます
- 地域での子育て支援の重要性を啓発していきます

### 基本施策2 子どもが健やかに育つための環境の整備

充実した子育てや教育を通じて、子どもが豊かな心と生きる力を育む環境を整えることは、全ての子どもが持つ幸せな環境で育まれる権利を守るだけではなく、次世代の親づくりという面からも重要です。そのためには、子どもを育む家庭と学校、地域の教育力、育成力の向上に努め、子ども同士が安全に遊ぶことができる場所の確保、他世代とのふれあい、放課後などの居場所の確保、学習支援など、子どもが健全に育まれる環境づくりが重要となります。

津別町の特性である自然豊かな環境の中で自然と触れ合いながら体験する事業をはじめ、都市でなければ鑑賞できない文化芸術に触れることができる事業など子どもの感性などを育む事業を取り組んできていますが、子どもたちが積極的に参加するよう、魅力ある事業への取り組みを進めます。

過干渉、過保護をはじめとした教育力の低下が指摘されている家庭教育への支援や地域の育成力の充実が求められています。子育て家庭が家庭教育の重要性を理解できるよう、豊かな自然環境と

人的資源を活かし、家庭教育に関する知識の普及や自治会や子ども会育成連絡協議会等の団体と連携した取り組みを進め、子育てと地域の活力、つながりとの相乗効果を生み出していくことを目指します。

近年の経済情勢の変化は、子どもが将来に夢や希望を持ちにくくなり、それが学習意欲の低下につながるといった指摘がされており、学校教育に対するニーズはますます複雑化しています。

このような状況の中、時代に対応すべく子どもを育むため、自ら学び、考え、主体的に判断する力、豊かな人間性の形成や健康、体力といった「生きる力」を育成していくことが学校教育の重要な課題となっています。子どもたちの一人ひとりの個性と能力を伸ばし、魅力あふれた教育を進めていきます。

子どもが放課後や休日に集まり、いきいきと活動ができるよう、屋内外の遊び場など子どもの居場所の整備について検討を進めます。現在、津別町は10箇所の児童遊園を設置し、子どもたちが安全に遊べる空間として確保していますが、遊具の老朽化や危険遊具指定により一部遊具を撤去しており、遊園によっては遊具が無いところもあります。児童数の減少や地域的な状況から遊具の補充については一時保留しているところですが、河岸公園を含め児童遊園の再編成と、安全で安心して遊べる児童遊園としての遊具の選定、補充を進めていきます。

「子どもの権利条約」は、18歳未満のすべての人の基本的人権の尊重を促進することを目的に、1989年（平成元年）に国連で採択されました。この条約では、子どもの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」という4つの権利を定め、「子どもの最善の利益」の確保、すなわち子どもに関することはあくまでも子ども主体で考え、子どもにとって最も良いものに決めるということが大人の義務としてうたわれています。

しかし、今も世界各地では貧困・飢餓・武力紛争・虐待・性的搾取などが頻発し、日本においてもいじめや不登校・児童の性を露骨に表現したポルノの問題など、子どもを取り巻く環境は決して安全、安心とは言えません。

「子どもの権利条約」について、わが国は、1994年（平成6年）の批准・発効以後、立法措置や行政措置などにより子どもを守るための対策を進めてきています。津別町においても青少年問題に関わる各種団体や委員会などをはじめより広範な方々に対し、一層の普及啓発に努めていく必要があります。

- 男女が協力して家庭を築くことや子どもを産み育てることの意義に関する教育・広報を充実していきます
- 中高生が幼児とふれあう機会を創出していきます
- 子どもの活動を支援する環境の整備を進めます
- 幼稚園・保育所・学校と連携し、教育の充実に努めます
- 生きる力の育成の基本となる確かな学力の向上に努めます
- 子どもの豊かな心の育成のため、芸術文化、スポーツ活動を促進します
- 豊かな自然を生かした体験活動を通じて、子どもたちの健やかな身体と心の育成に努めます
- メディアの功罪について学習する機会の創出を図ります

- 子育てについての意識の啓発や学習機会の充実を図ります
- 家庭教育への情報提供や相談体制の充実を図ります
- 地域の資源を活用し、地域住民や関係機関の協力の下、地域の教育力の向上を目指します
- 子どもにとっての有害環境対策を進めていきます
- 子どもの権利に関する住民の意識を醸成していきます

### **基本施策3 子どもの健康の確保**

朝食の欠食や不規則な食習慣、偏食等は健康な心と身体の形成に大きく影響します。乳幼児期の段階からその発達に応じた食に関する学習の機会や情報提供、地産地消など自然豊かな津別町ならではの食育の推進を図ることが重要となっています。家庭での食事はもとより、学校給食においても望ましい食習慣と正しい知識を得ることが必要です。

思春期は、子どもから大人への過渡期であり、身体の著しい成長に比べ、精神的・社会的には未熟であり、様々な問題が生じやすい時期といえます。近年、思春期における性に関する行動や薬物乱用・喫煙・飲酒が社会問題化されています。これらを背景に、望まぬ妊娠・人工妊娠中絶や性感染症が増加しており、併せて、心身症・不登校・ひきこもりをはじめとした思春期特有の心の問題も深刻化してきています。

これらの問題は本人の生涯にわたる心身の健康に大きな影響を及ぼすだけでなく、次世代を生み育てることへの悪影響も心配されています。

学校において、教科・道徳・特別活動及び総合的な学習の時間で、健康な身体づくりについての学習や、児童・生徒が自らの健康問題を主体的に解決することができるよう取り組みが必要となっているため、思春期の心と身体の発達や食に関する正しい理解を深めるための健康教育を実施すると共に、家庭における食に対する教育力の向上を目指して、保護者に対する学習の機会を検討していきます。

また、津別町では体力及び健康づくりに向け、幼児期の子ども向けの事業をはじめ、各種の事業が季節に応じて通年的に展開されています。子どもの健全な発育・発達を促すために積極的な参加を呼び掛けるところです。

- 食に関する学習の機会や情報提供に努めます
- 学校給食を通じて、望ましい食習慣等を育成していきます
- 成長期にある子どもの望ましい食事や運動習慣、適正体重を保つ重要性について、「食育」の普及を図ります
- 性や性感染症予防に関する正しい知識の普及とより良い生活習慣づくりに努めます
- 未成年の飲酒や喫煙、薬物等の影響についての啓蒙と未成年の喫煙防止に努めます
- 中学生、高校生の心の問題に対処するために、相談体制の充実に努めます

#### **基本施策4 子育てを支援する生活環境の整備**

子どもの健やかな成長には、日常の生活空間における安全や快適性が求められます。特に住宅環境に関しては、今後建築を進める公営住宅等において、多子世帯に対応できるゆとりある住宅づなど、住宅の多様化が望まれるところです。

また、子どもを連れていても気軽に外出できる安全で快適な生活環境の整備や、公共施設をはじめとする建物におけるバリアフリー化やおむつ交換用ベビーシートの設置など利用しやすい環境と、子どもが安心して通行できる道路環境の整備も必要となっています。今後においても、子どもを安心して育てられ、ゆとりある快適な生活が送られるよう、公共施設を中心に子育て家庭に配慮したまちづくりに向けて検討を進めていきます。

- 多子世帯などに対する住宅の提供に向け、ゆとりある住宅の確保（建設）に努めます
- 子ども連れの親等が安全・安心に通行できる道路環境の整備に努めます
- 親子が安心して遊べる環境の整備に努めます



## 基本目標3 子どもと子育て家庭をみんなで支えあうまちづくり

### 基本施策1 子育て地域ネットワークづくり

父母やその他の保護者が子育ての第一義的責任を有することは当然のことですが、子どもが家庭や地域で健やかに暮らせる「まちづくり」を実現していくには、行政をはじめ地域社会が側面的に支援をしていく必要があります。

子育て支援事業について総合的で適切な情報を提供し、相談や助言等を行うことができる拠点施設としての子育て支援センターの設置を進め、併せてセンターを拠点とした子育てのための地域ネットワークづくりに取り組むことが必要となっています。

また、地域住民による子どもたちへの見守りが児童虐待の早期発見と対応につながることから、主任児童委員・児童委員の協力を得て子どもに関わる情報を適確に収集し提供できる体制の整備を図ると共に、ボランティア団体や学校・行政を含めた関係団体の連携のあり方についても検討を進めていきます。

- 子育て支援センターを設置し、子育て家庭に子育て支援についての適切な情報提供を行います
- 子育てサークルや子育てボランティアなどとのネットワークづくりを進め、地域ぐるみの子育て支援を進めます
- 地域全体で子育て家庭を支援し、虐待の予防・早期発見に努めます

### 基本施策2 子どもの安全の確保

子育て・子育ては、幼少期や小学校低学年のことだけではなく、思春期を含む18歳までの児童にも大きくかわるものです。その児童を取り巻く社会環境は、決して安全とはいえない状況があります。

交通社会に参加することとなる子ども一人ひとりが正しい交通ルールを身につけることができるよう交通安全教育に力を入れるとともに、家庭における交通安全教育の適確なアドバイスを行うなど、命を守るといった視点での交通安全意識の高揚とマナーの向上を図る必要があります。

また、幼児・児童・生徒が「不審者から声を掛けられた」「痴漢行為の被害にあった」「いきなり殴られた」「刃物を持った不審者を目撃した」「車に引きずり込まれそうになった」等の通り魔的事件が都市や地方に関わらず全国各地で発生しており、学校をはじめ各児童施設を含め、地域の安全が問われる状況にあります。津別町内の小学校や中学校のPTA、また防犯協会などによる通学路の自主パトロールの実施など、不審者から子どもたちを守る取り組みや、「子ども110番の家」など、子どもを守る地域の取り組みも広がってきています。今後も学校や地域及び関係機関のより一層の連携により、地域ぐるみで地域や学校、児童施設における子どもたちの安全を守るための具体的な取り組みや、青少年の健全育成に向けた各種事業や有害図書等の浄化活動の取り組みを進め

ます。

- 町内の危険箇所を点検し、事故防止に努めます
- 交通安全教育の徹底に努め、交通安全を推進します。
- 子どもの防犯意識を高めると共に、保護者等への防犯意識の啓発を図り、子どもの犯罪被害の予防・防止に努めます
- 子どもたちを犯罪から守るために、地域ぐるみでの意識づくり、体制づくりを強めていきます